

議案第45号

狭山市地域密着型サービス運営委員会条例の一部を改正する条例  
狭山市地域密着型サービス運営委員会条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月9日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

介護保険法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。